

令和4年度
事業計画書

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会

目 次

I. 本年度事業実施基本方針	1
II. 本年度重点実施項目	2
III. 法人運営の部	3
1. 会員	3
2. 役員会・委員会等組織	3
3. 職員(事務局)組織	3
4. 会務(役員会・委員会等)	3
5. 職員の組織力・資質向上のための取り組み	4
6. 部門間・他職種間連携強化のための取り組み	5
[III-2 別紙]役員会・委員会等 組織図	6
[III-3 別紙]業務組織・機構図	7
[III-3 別紙]職員配置員数	8
[III-4 別紙]階層別人材育成計画	9
IV. 地域支援の部	10
1. 住民が主体的に取り組む地域づくりの支援	10
2. 地域の暮らしを支える各種事業	11
V. 相談支援の部	12
1. 生活相談センター	12
2. 地域包括支援センター事業	13
3. 認知症初期集中支援事業および認知症地域支援・ケア向上事業	14
4. 地域活動支援センター事業・生活困窮者就労準備支援事業	14
5. 児童相談支援・特定相談支援事業所	15
6. 居宅介護支援 介護予防居宅介護支援事業所	15
VI. 生活支援の部	16
1. 訪問介護事業・障害者居宅介護事業・くらし安心サポート事業	16
2. 通所介護事業・生活介護事業	16
3. 地域密着型認知症対応型通所介護事業	17
4. 地域密着型小規模多機能型居宅介護事業	17
5. 就労継続支援 B 型・生活介護 多機能型事業< あじさい園 >	18
6. 就労継続支援 B 型・生活介護 多機能型事業< ひより舎 >	18
7. 児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業	19
【巻末】「法人運営理念」ほか	20

I. 本年度事業実施基本方針

新型コロナウイルス感染症という未曾有の大災害とも呼べる状況に見舞われてから2年以上が経過し、私たちは、厳しい行動制限によってさらに社会的孤立がさらに進みかねないことや、福祉サービスでさえ地域に出向くことがままならないことを思い知らされました。一方で、あらためて地域における絆・つながりの大切さも実感しました。

こうした状況をふまえると、有事にも活きる地域の助け合いやそのネットワークは平常時から機能する形で、いち早くしっかりと構築しておかなければならぬと痛感します。このことは、今後の地域福祉活動を進める上でとても重要だと思われます。

今年度は、第3期 南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画(以下「第3期計画」)の計画期間最終年です。第3期計画で掲げた取り組みをさらに進めながら、しっかりと進捗評価や総括を行い、コロナ禍など計画期間中の社会の変化も加味して、有事にも活きる地域の助け合いやそのネットワークが平常時から機能する形で構築できるように、将来をしっかりと見据えた第4期計画の策定に取り組みます。

ところで、私たちはこれまで、市民からの複雑・多様化する相談を包括的に受け止め、総合的に問題解決を図るために、当会の業務組織・機構のあるべき姿について議論を重ねてきたところですが、コロナ禍によってこれまでにも社会が抱えていた課題が深刻化しただけでなく、日々の生活で支援とは無縁と思っていたはずの多くの人たちが突如として社会の支援を求める側の立場になり得ることも目の当たりにしたことなどから、当会において業務組織・機構改革の実行は急務であるとの考えに至りました。

これを受け、誰もがふだんの暮らしと隣り合わせといえる生活上の困りごとを、分野や制度の枠組みによらず丸ごと受け止めることができ、かつ支援が必要な人に対して必要な支援を迅速に届けられるようにするべく、総合的・包括的な相談支援の強化・充実を柱とする業務組織・機構改革を実行します。

この改革を実りあるものとして進めるため、職員は、各々が従事する業務において制度や組織の都合による縦割りから脱却し、地域住民に寄り添い、ともに行動することを常として、「市民の地域生活」に軸足を据え、所属部門を越えてより緊密な連携を図ることとします。このことは、私たちの取り組むすべての事業が、社会福祉協議会に課せられた使命である「地域福祉の推進」に根差さなければならないということに通じるものです。

加えて、私たちが取り組む事業は公益性が非常に高いことから、その経営には健全性・継続性が担保されなければならないという使命も課せられています。この使命を果たすためにも、私たちは、最も効率的・効果的な事業経営を目指すこととし、職員一人ひとりが常に「事業の経営に携わる」という意識を強くもって業務に従事するものとします。

また、福祉事業の担い手は社会になくてはならない大切な存在ですが、昨今の福祉人材不足はとても深刻です。こうした状況にこそ、活気があふれ、笑顔が絶えない職場風土を醸成し、多くの人々から働きたいと選ばれる職場を目指したいと考えます。そのためには、職員どうしが支え合い、互いに高め合えるような制度や仕組みの検討、職場環境の整備・向上などを進め、職員がやりがいと誇りをもって安心して業務に従事できる職場づくりにも力を入れて取り組みたいと考えます。

以上を基本方針として、各事業や取り組みを計画的に進めるものとします。

II. 本年度重点実施項目

1. 南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画の第3期総括と第4期計画の策定

第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の最終年にあたり、現計画の総括を行うとともに、前年度に実施した各種アンケート調査の結果分析等を通じて、次の5ヶ年に取り組むべき課題を明らかにします。

特に、複雑化・複合化している地域生活課題に対応するべく、さらに包括的な支援体制づくりを進められるよう、市と協働して計画策定に取り組みます。

また、計画策定プロセスにおいて、ワークショップの開催等を通じて、地域住民をはじめ幅広い関係者の参加を募り、協働して南丹市の地域福祉を推進する契機とします。

2. 総合的・包括的相談支援の強化・充実

複合的な問題を抱えた相談を多面的にとらえ、制度の枠組によらず、相談者に寄り添い、孤立させない支援を提供します。また、相談の課題を個別の相談支援だけにとどめず、誰もが直面し得る社会問題として捉え、地域福祉活動の推進に結び付けていきます。

今年度は次の2点について重点的に取り組みます。

- ① 相談窓口の機能が最大限に活かせるように、広報と相談しやすい環境を整えます。
- ② 分野横断的かつ包括的支援が行えるように、情報を共有する仕組みを構築します。

3. 事業経営の健全化・安定化

持続可能な事業の財政基盤を確立するために、引き続き経営改善に向けて様々な取り組みを進めています。

新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き懸念される中、これまで取ってきた対策を振り返り、教訓を生かしながら、一刻も早く日常を取り戻したサービス提供体制が確保できるよう努めています。

また、事業の効率化と生産性の向上を福祉サービスの品質の向上につなげ、福祉の仕事に使命感と誇りを持つことのできる職員の育成に力を入れて取り組みます。

4. 組織（チーム）力の向上に力点を置いた人材育成

担当業務に関する専門知識習得や技能向上への取り組みに加え、特に、管理職・指導監督職位のリーダーシップや組織（チーム）マネジメントスキルの向上と、一般職位のフォローアップ向上に力を入れ、組織（チーム）力の向上を図ります。

III. 法人運営の部

1. 会員

① 会員区分 ※会費は年額1口あたり1,000円とする

(1) 普通会員 (会費：1口)

社会福祉に関心を有し、本会の目的に賛同する個人等

(2) 特別会員 (会費：2口以上)

社会福祉に関心を有し、本会の目的に賛同する個人等で、2口以上の会費を納めるもの

(3) 賛助会員 (会費：5口以上)

会社、事業所、施設、団体等

(4) ふるさと会員 (会費：3口以上)

南丹市外在住の個人等

② 会員への会費納入協力依頼

6月下旬に、各事務所を通じて会費納入のご協力をお願いし、6月～7月に徴収する。

③ 会員数

(昨年度実績に基づく)

会員区分	本所	園部事務所	八木事務所	日吉事務所	美山事務所	合計
普通会員	0	2,800	1,713	1,111	1,075	6,699
特別会員	1	6	8	8	11	34
賛助会員	2	61	1	0	9	73
ふるさと会員	1	0	0	0	0	1

2. 役員会・委員会等組織

※別紙「役員会・委員会等組織図」参照

3. 職員(事務局)組織

※別紙「業務組織・機構図」参照

4. 会務(役員会・委員会等)

① 正・副会長会 …… (定例) 毎月 ／ (臨時) 隨時

② 理事会 …… (定例) 5月, 3月 ／ (臨時) 隨時

③ 理事会部会 …… (定例) 3～4ヶ月に1回開催 ※地域支援・相談支援・生活支援の3部会

④ 監事會 …… (決算監査) 5月 ／ (半期監査) 11月

⑤ 評議員会 …… (定時) 6月, (定例) 3月 ／ (臨時) 隨時

⑥ 評議員選任・解任委員会 ※評議員の選任または解任の必要が生じた場合理事会の議決を経て開催

⑦ 委 員 会 …… 各委員会を隨時開催

(1) 企画委員会(各町企画小委員会)

- ・地域福祉推進のための事業や活動の企画、立案に関する意見答申。
- ・地域福祉計画の推進及び進捗管理に関する意見答申。

(2) 広報委員会

- ・法人広報誌をはじめとする各種広報誌の評価、審査等。
- ・法人が実施する各種広報活動に関する意見答申。

(3) ボランティアバンク運営委員会

- ・ボランティア基金の計画的運用に関する意見答申。
- ・ボランティアグループ等への助成審査に関する意見答申。

(4) 福祉資金調査委員会

- ・生活福祉資金借入申請者への貸し付け審査(隨時)。
- ・くらしの資金借入申請者への貸し付け審査(8月、12月)。

(5) 苦情解決第三者委員会／個人情報保護委員会 ※委員兼務

- ・苦情申立者への解決に関する意見答申。
- ・個人情報保護に関する意見答申。

(6) 善意銀行運営委員会

- ・善意銀行積立金の積立、運用、取崩に関する審査及び意見答申。

(7) 法人後見運営委員会

- ・法定後見等の受任及び辞任の申立に関する審査。
- ・南丹市社協から諮問を受けた事項に関する答申。

5. 職員の組織力・資質向上のための取り組み

① 幹部会議

- ・(メンバー)常務理事、事務局長、事務局次長、部長 (開催頻度)毎月1回の定例会+隨時

② 中間マネジャー(課長・係長)会議・自主勉強会

- ・部門間連携とガバナンス(組織統治・統制機能)強化のため、業種を越えて、中間マネジャー(課長・係長)により定期的な会議開催および自主的勉強会開催などマネジメントスキルの向上を図る。

③ リスクマネジメントの推進

- ・インシデントレポート(ヒヤリ・ハット報告書)による気づきの喚起を行う。
- ・苦情は、必要に応じて苦情解決第三者委員会に図り意見を求め、サービス向上のための財産として迅速で誠実な対応に努めるとともに、適切な対応が図れるよう各種研修会への参加を図る。
- ・上記を受け、事故防止に向けたマニュアルを策定または更新し、周知徹底を図る。

④ 研修の計画的実施・自主的な資質向上の取り組みへの支援

- ・別紙「階層別人材育成計画」に基づき、計画的に研修を実施する。
- ・職員全体研修を計画的に実施する。
- ・組織横断的な職員の自主的学習・研究活動を、法人として積極的に支援する。

⑤ 社会福祉関連資格取得への挑戦と職場の支援

- ・社会福祉関連資格の受験(受講)資格がある職員は、担当業務の区別なく、受験(受講)にチャレンジする。また、資格取得に向け、業務調整など職場をあげてサポートする。

⑥ 職場の安全衛生推進

- ・安全衛生推進会議を定期的に開催し、職場の安全衛生を向上させる。

6. 部門間・他職種間連携強化のための取り組み

① 地域(エリア)別担当者会議

- ・部門(業種)横断的に担当者により定期的に会議を持ち、部門間連携の強化を図る。

② 地域の取り組みへの積極的な参画

- ・職種によらず、職場が所在する地域(エリア)の地域別懇談会や地域たすけあい会議などに参加し、職種の特性を生かして、地域課題の把握やその解決に向けた取り組みに積極的に参画する。

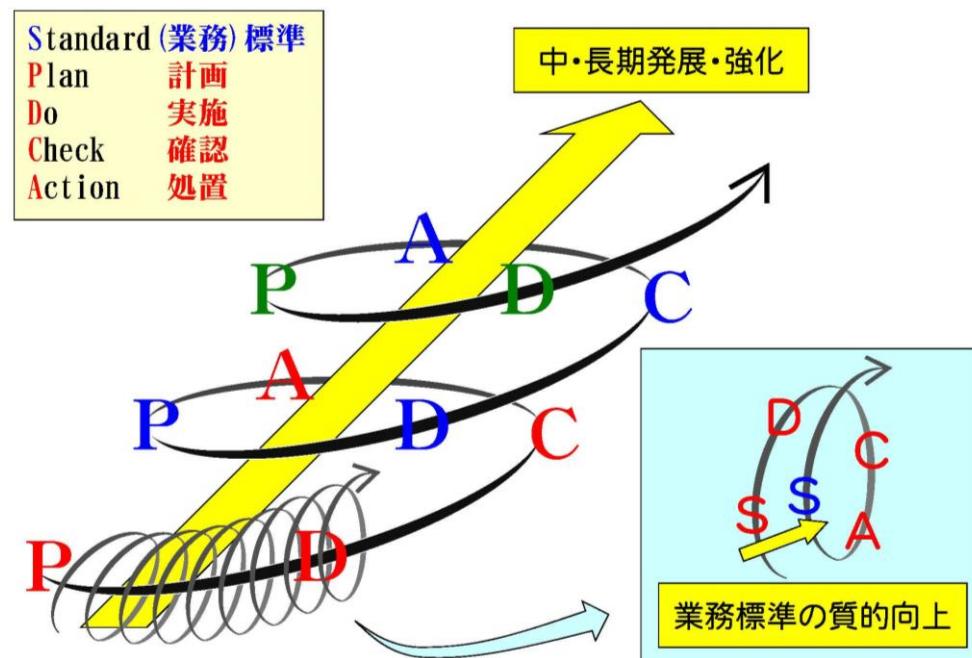
③ 部門間・他職種間連携を強化して具体的に取り組む事項

- (1) 各町エリア会議での情報共有と課題への協働
- (2) 法人社協の取組みとして、地域別懇談会を協働で企画
- (3) 広報戦略会議（社協パンフレットの作成等）
- (4) 防災（B C Pの策定※※、災害ボランティアセンター2市1町合同訓練の開催）
- (5) 社会福祉法人ネットワーク（組織化、テーマ別プロジェクト）
- (6) 第2層協議体の運営
- (7) 総合相談支援体制づくり
- (8) 南丹市権利擁護成年後見人センターとの連携

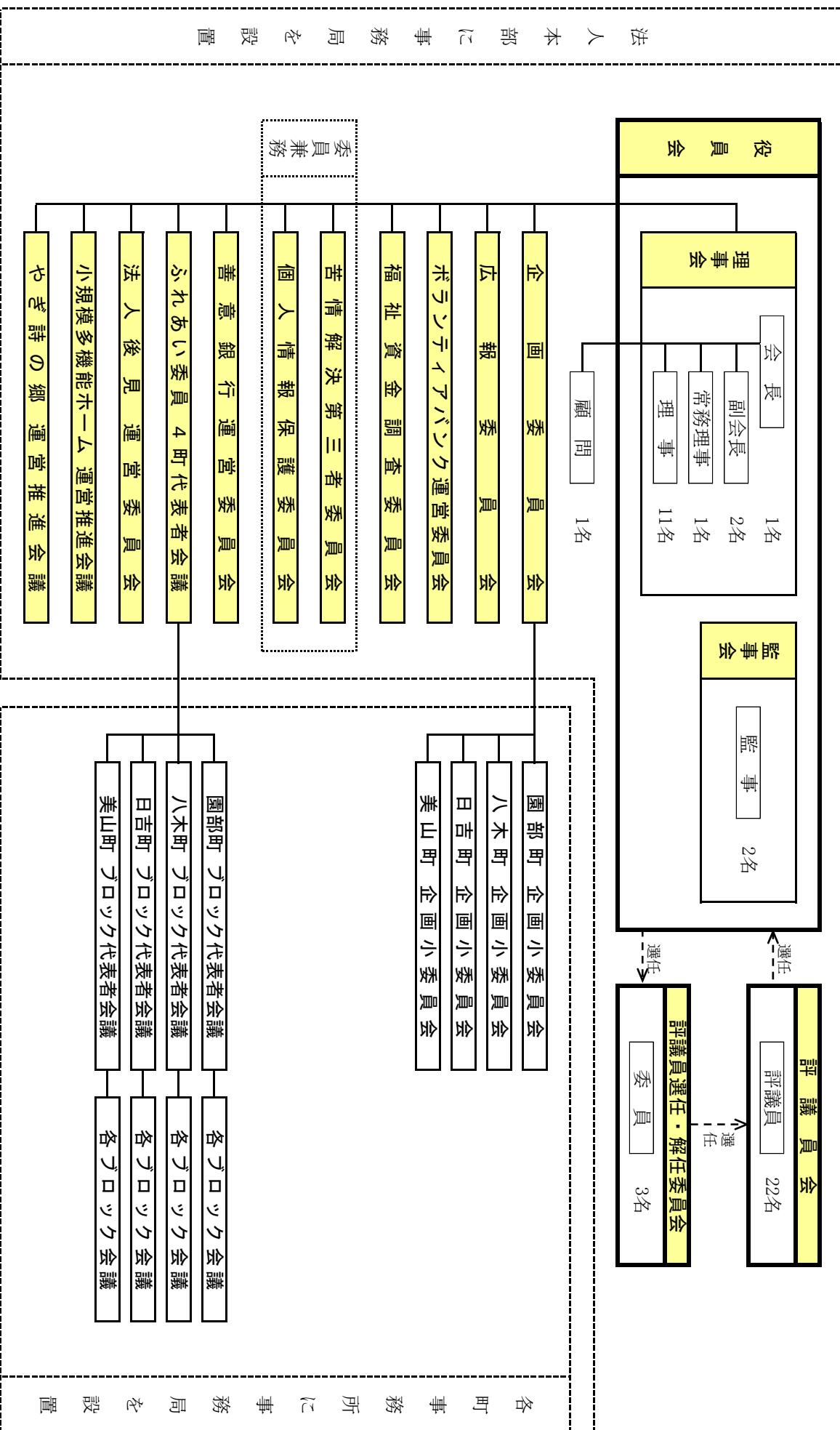
※注記 B C P：事業継続計画(Business Continuity Plan)。企業などが自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

※中・長期的視野に立った業務の質的向上（P D C Aサイクルを意識して）

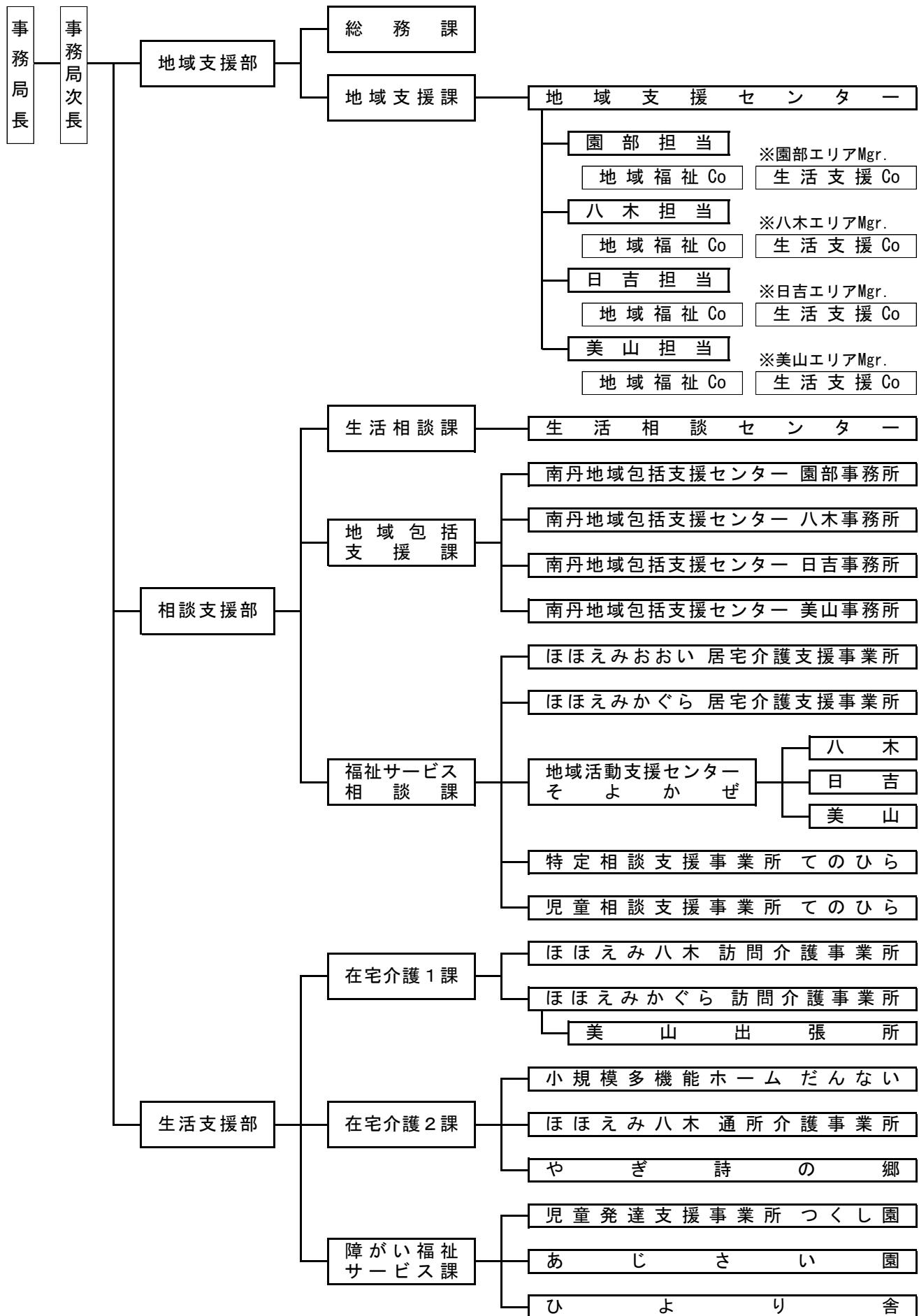
業務標準の質的向上と中・長期発展・強化(イメージ)



役員会・委員会等組織図



南丹市社会福祉協議会 業務組織・機構図



職員配置員数

事務局長・事務局次長は総務課に、部長は所管課の1つに、
課長は所管係の1つにそれぞれ計上(兼務の重複計上なし)

所 属			常 勤		非常勤	登録型	合計		
部	課	係(事業所)	正規	嘱託					
地域支援部	総務課			4	2	3	0	9	
	地域支援課	地域支援センター		3	1	0	0	4	
		園部担当		3	0	11	0	14	
		八木担当		2	0	16	0	18	
		日吉担当		2	0	16	0	18	
		美山担当		2	0	21	0	23	
	小 計			16	3	67	0	86	
相談支援部	生活相談課	生活相談センター		6	2	2	45	55	
	地域包括支援課	南丹地域包括支援センター 園部事務所			3	0	0	3	
		南丹地域包括支援センター 八木事務所			3	0	0	3	
		南丹地域包括支援センター 日吉事務所			3	0	0	3	
		南丹地域包括支援センター 美山事務所			2	0	0	2	
	福祉サービス相談課	ほほえみおおい居宅介護支援事業所			3	0	3	6	
		ほほえみかぐら居宅介護支援事業所			3	1	0	4	
		地域活動支援センター			0	3	2	5	
		特定相談支援事業所 てのひら			0	0	0	0	
		児童相談支援事業所 てのひら			1	0	0	1	
	小 計			24	6	7	45	82	
生活支援部	在宅介護1課	ほほえみ八木 訪問介護事業所			3	0	2	17	22
		ほほえみかぐら 訪問介護事業所			2	4	1	23	30
	在宅介護2課	小規模多機能ホーム だんない			5	0	9	0	14
		ほほえみ八木 通所介護事業所			6	1	13	0	20
		やぎ詩の郷			3	0	7	0	10
	障がい福祉サービス課	児童発達支援事業所 つくし園			6	1	5	0	12
		あじさい園			5	0	10	0	15
		ひより舎			1	0	5	0	6
	小 計			31	6	52	40	129	
法 人 全 体 合 計				71	15	126	85	297	

(III—4 別紙) 階層別人材育成計画

階層	目標	内部研修		外部研修	資格取得支援	育成面談等
		全体会員研修	個別研修			
経営管理職	法人の経営管理職として、法人全体及び部門の計画を立案し、総合マネジメント能力を向上させる。			◇社会福祉法人経営者研修 <全社協 中央福祉学院>		
管理職	マネジメントの手法を習得し、組織の管理職として、組織の計画を立案するとともに、部下の教育計画の実行を監督する。		◇人事評価研修 (評価者研修)	◇社会福祉法人運営管理職員研修 <京都府福祉・人材研修センター> ◇市区町村社協管理職員研修 <全社協 中央福祉学院>	◇キャリアアップ研修(管理職) ◇京都府福祉・人材研修センター> ◇OJTリーダー養成研修 ◇JRA-ハイ・ハイ-養成研修 ◇京都府福祉・人材研修センター> ◇雇用管理責任者講習 ◇介護労働安定セミナー> ◇安全衛生推進者養成講習 ◇京都労働基準協会>	◇目標管理制度・業務管理制度に基づく面談
上級指導監督職	マネジメントの手法を学び、職員への指導監督の責任者として、部下の教育計画を立案・実行するとともに、業務改善結果の発表・発信を行う。			◇事業計画・予算の理解(年度始) ◇人権研修	◇キャリアアップ研修(チ-ムリーダー) ◇京都府福祉・人材研修センター> ◇OJTリーダー養成研修 ◇京都府福祉・人材研修センター> ◇福祉職場研修担当リーダー研修 ◇京都府福祉・人材研修センター>	【新任者】試用期間の者 ◇[面談者] OJT責任者 所属長 [回数] 1回/月
指導監督職	チームマネジメント手法を学び、チームのリーダーとして上級指導監督職を補佐し、自らの専門性をもとに一般職の技能向上の指導監督を行ふ。業務改善を図り、業務基準の向上に貢献する。			◇分野別専門研修 (各部門にて) ◇プロセス・リーン・セミナー (各部門にて)	◇キャリアアップ研修(チ-ムリーダー) ◇京都府福祉・人材研修センター> ◇ナース研修(中級) ◇京都府福祉・人材研修センター>	資格取得時に 基本給の号俸加算
一般職	上級	チームの中核人材として、さらにに高度な専門的知識・技術の習得を図る。		◇分野別専門研修 (各部門にて)	◇キャリアアップ研修(チ-ムリーダー) ◇京都府福祉・人材研修センター>	
	中級	自立的に業務を遂行するための発展的な知識・技術の習得を図る。		◇分野別専門研修 (各部門にて)	◇市町村社協新任職員研修 <京都府社会福祉協議会> ◇キャリアアップ研修(初任) ◇京都府福祉・人材研修センター>	
	初級	社協職員としての役割を理解し、上司の指示のもとで業務を遂行するための基本的な知識・技術の習得を得を図る。		◇基礎研修Ⅰ・Ⅱ ◇他部署実地研修	◇基礎研修Ⅰ・Ⅱ ◇京都府福祉・人材研修センター>	

IV. 地域支援の部

1. 地域福祉事業（※南丹市補助事業）・生活支援体制整備事業（※南丹市委託事業）

① 見守りネットワーク活動の充実

- (1) 支援を必要としている人を見落とさず、孤立させない地域づくりを進める。
 - ・「見守り活動報告書」等を活用し、ふれあい委員の見守り活動から問題の早期発見・早期支援を行う。
- (2) 見守り活動事例の共有、“見える化”により、ふれあい委員の役割を明確にし、活動の周知を図る。
- (3) 訪問活動への同行や、ふれあい委員・民生児童委員の交流・情報交換の場づくりにより、ふれあい委員活動をサポートする。
- (4) 個人情報取扱いの勉強会等により、守秘義務の徹底と適切な情報共有を図る。
- (5) 南丹市内の企業・商店等にはたらきかけ、見守りネットワーク協力事業者を拡充する。
- (6) 民生児童委員、介護事業所等との交流を深め、相互に連携の取れる関係づくりを進める。

② サロン活動・通いの場づくりの推進

- (1) 「通いの場がない地域をなくす」ことを目指し、住民主体の多様な居場所・通いの場づくりを支援する。
- (2) 感染症対策のサポート、オンラインサロンの実施など、ふれあいきいきサロン活動の支援を行う。
- (3) 広域（地区圏域等）での住民主体の通いの場づくりや活動の継続を支援する。
- (4) 専門職や各種団体と連携して、サロンや通いの場を支援する。

③ 住民主体の支え合い活動、移動・外出支援活動の推進

- (1) ちょっとした困りごと（生活支援ニーズ）や移動・外出支援ニーズのきめ細かい把握に努める。
- (2) 個別ニーズ（困りごと）への対応を通じて、活動のしくみづくりや活動主体の組織化を進める。
- (3) 訪問型サービス D 事業（※）を活用した、各地域の住民主体の支援事業の立ち上げを支援する。
- (4) 各地域での活動実践をサポートし、実践事例の情報発信・情報交換を進める。

（※）訪問型サービス D 事業…介護保険法の介護予防・日常生活支援総合事業の一つで、送迎を伴う支援でその前後の付添い支援活動に対し市が補助を行う。対象者は要支援認定者およびチェックリストによる事業対象者。南丹市では令和3年4月より施行となった。

④ 協働ですすめる地域福祉の体制づくり

- (1) 地区圏域を基本に住民主体の地域福祉活動を推進する組織づくり、協議の場づくりを継続して進める。
 - ・一人ひとりの困りごとや活動上の課題を起点として、地域の中で行われている様々な協議の場を有機的に連携させながら、よりよい地域づくりを進める。
 - ・協議内容の情報共有や会議の合同開催、検討テーマに応じた団体やメンバーの参画など、実践的な連携をさらに進める。
 - ・見守りの重要性、たすけあいの必要性の意識を醸成するような勉強会を行う。
- (2) 地域福祉推進モデル地区やほかの実施団体との情報交換・交流を行う。
- (3) 地域サポート人材（まちづくりデザインセンター、集落支援員等）との連携をさらに深める。
- (4) 学習会、事例検討会等を定期的に実施し、職員のスキルアップ、専門性の向上を図る。

⑤ 地域福祉活動の財源づくり

- (1) 共同募金が地域の課題解決の取り組みに活用されていることをより広く広報し、募金への理解を深め、募金運動の好循環をつくる。
- (2) 防災や子育て支援、生活困窮者支援等の事業への共同募金の有効な活用を広報・PRする。

⑥ 地域防災力の強化

- (1) 地域住民の防災意識向上のため、出前講座等により各地域の防災の取り組みを支援する。
- (2) 普段の見守りを活かした災害時の要配慮者支援の普及・啓発を図る。

(3) 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施し、運営マニュアルを更新する。

(4) 住民参加型の避難所運営訓練や避難所について学ぶ機会をもつ。

⑦ 地域福祉活動への住民参加の促進

(1) 小中学校等での福祉教育の実施数を増やし、福祉体験学習の充実を図る。

(2) 地域住民に向けた学習機会の実施（各種学習会、講座等）参加意欲の醸成と担い手の応援につなげる。

(3) オンラインの活用も含む各種交流事業を実施する。

⑧ 地域貢献事業の推進

(1) 市内社会福祉法人どうしの情報交換や意見交換、協働実践事例の紹介により、地域貢献事業の推進を図る。

(2) 社協としての地域貢献事業について検討・実施する。

⑨ 地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進

(1) 第3期計画の進捗状況や課題をふまえ、次期計画を市と協働して策定する。

(2) ワークショップを開催し、地域住民等が地域課題解決のための取り組みについて、主体的に話し合える場づくりを進める。

⑩ 広報活動の充実

(1) SNSやハガキアンケートなどを活用し、住民のニーズ把握に努め、広報誌を充実させる。

(2) SNSを活用してタイムリーな情報発信を行う。

(3) 広報について職員で学習し、効果的な広報について認識を深める。

(4) ボランティア活動や地域活動を広く地域に知ってもらうための情報や、活動支援のための情報の発信を充実させる。

(5) 社協組織、社協の事業・活動を理解してもらうための広報を強化する。

2. 高齢者等生活支援事業（※南丹市委託事業）

① 食の自立支援サービス事業

(1) 利用者が安心してサービスを利用いただけるよう、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する。

(2) 報告・連絡・相談の徹底や、利用者家族、他事業所との連携により、利用者の困りごとや異変の早期発見・早期対応に努める。

② 外出支援サービス事業

(1) 講習会や職員会議を定期的に開催し、運転業務における交通安全および新型コロナウイルス感染症の対策を徹底する。

(2) 改正道路交通法の施行によりアルコールチェックが義務化されることに対応し、アルコール検知器によるチェックを徹底する。

V. 相談支援の部

1. 生活相談センター事業(※南丹市・京都府社協 委託事業)

① 福祉サービス利用援助事業 (※京都府社協委託事業)

(1)新しい組織体制において、統一的な業務管理と適切な内部けん制により、事業を適正に運営する。

- ・内部監査（年2回）
- ・生活支援員研修（年1回以上）
- ・事業運用のマニュアルの見直し
- ・南丹市権利擁護・成年後見センターとの連携

② 福祉資金(生活福祉資金・くらしの資金)貸付事業 (※京都府社協委託事業、南丹市委託事業)

(1)特例貸付の償還に関連する業務を円滑に進める。

- ・特例貸付利用世帯の状況確認及び相談支援を強化する。
- ・京都府社会福祉協議会及び償還事務委託事業者と連携し、償還促進や償還免除、償還猶予、異動に伴う申請事務を円滑に進める。

(2)住民の相談に適切に対応するため、本所・各事務所においての相談窓口機能を強化する。

- ・勉強会やミニ研修会を開催し、職員の資質向上を図る。
- ・相談受付時に部署横断的にかかわる機会を平時より作ることで、対応力を研鑽する。

③ 生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業・アトリーチ等自立相談支援機能強化事業 (※南丹市委託事業)

(1)生活困窮世帯の自立支援を、部署横断で包括的、伴走的に実施する。

- ・定期的なスクリーニング会議を用いて世帯の現状確認や評価を行い、個別支援方針の見直しや事業進捗の確認を行い、自立に向けた支援を行う。
- ・他事業担当者や関係機関が一体となり、複数の専門ワーカーと協働することで柔軟に対応していく。

(2)生活困窮世帯の状況や自立支援の方向性を共有し、関係機関が相互に連携できる体制を強化する。

- ・多職種連携を図り、学習会や個別ケースの検討会を設けて、支援目標を共有する。
- ・本所、事務所の各コーディネーターの協働の機会をつくる。

(3)職員の資質向上を図り、総合的アプローチやアウトリーチ支援を強化する。

- ・効果的な研修受講ならびに、多職種によるスクリーニングでのこまめなケース検討を行う。
- ・出張相談会や出前・リモート講座などを実施して、事業の周知を図り、職員相互の資質向上・研鑽の機会とする。
- ・専用システムの適切な管理や効率的な事務処理の工夫を心掛け、事務処理の合理化を図る。

(4)多様な社会参加のきっかけづくりのため、新たな社会資源を作り出す。

- ・8050 問題やひきこもりがちな方への対応、個別と地域支援の両方の観点からアプローチしていく。
- ・「食からつながるプロジェクト@なんたん」「たん・けん・たい」「みんなで一歩プロジェクト」「多頭飼育課題を考えるワーキングチーム会議」など、多機関多職種が連携して進めていくプロジェクトを、隨時見直しながら継続する。
- ・「南丹市で暮らし続ける」上で必要な地域のしくみづくりを職員や関係機関と連携しながら考え、地域性や利用者目線での使いやすさなど、課題点について改善していく。
- ・「社協フードパントリー」や「物品バンク」を活用しやすいものにしていく。

④ 法人後見事業

(1)法人後見運営委員会を定期開催（年3回）し、適切な事業運営について諮問する。

- ・受任ケースの検討などを継続して行う。

(2)南丹市権利擁護・成年後見センターとの連携により、成年後見制度の利用促進を図る。

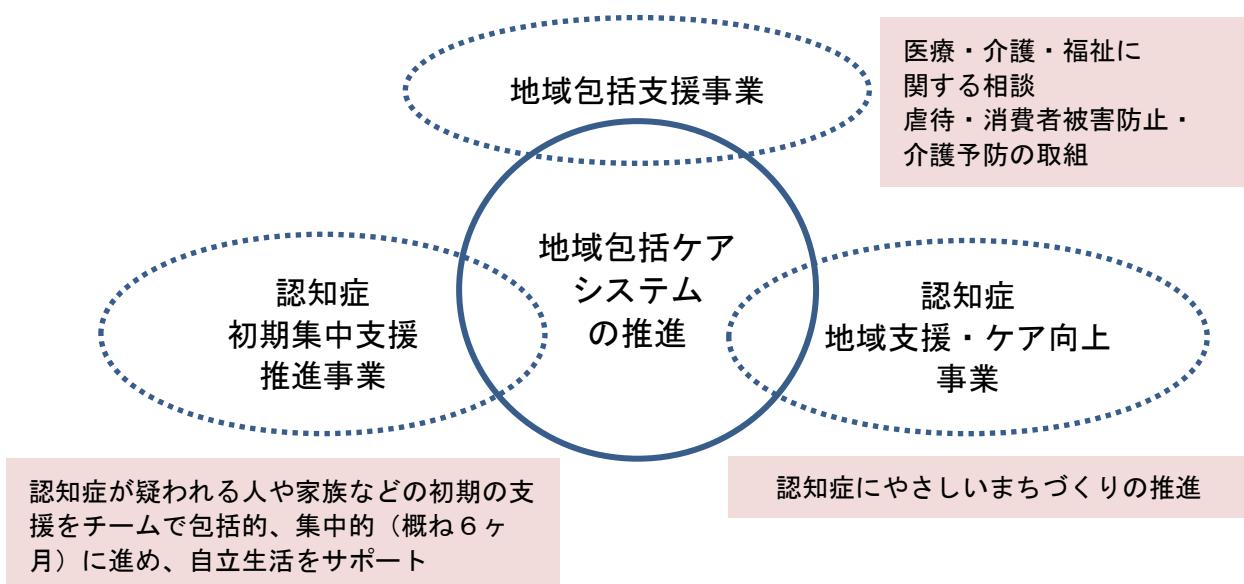
- ・個別ケースで希望があれば、成年後見制度の申立て事務を援助する。

(3)法人後見事業従事者の専門性の向上に努める。

- ・支援員研修会（年1回）開催する。

2. 地域包括支援センター事業(※南丹市委託事業)

南丹市より3つの事業を受託している。この3事業は独立したものではなく、それぞれがからみあいながら、一体的に取り組むものである。



① 総合相談

- (1) 安心して相談できる拠点としての役割を果たすため、職員間で情報共有や分析を行い、関係機関や地域の関係者と適切に連携できる関係づくりに努める。
- (2) 相談しやすいセンターを目指し、積極的に広報する。
- (3) 相談を分析し、社会資源を生かした支援につなげる。

② 権利擁護

- (1) 高齢者虐待について、市や関係機関と連携を図りながら、速やかに適切な対応を行う。
- (2) 認知症などにより判断能力が低下し、その人らしい生活が送れていない高齢者について、市の権利擁護・成年後見センターなどと連携し、成年後見制度等の活用に結びつける。
- (3) 消費者被害を未然に防ぐために、広報や啓発を行うと共に民生委員や介護サービス事業者と連携する。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- (1) 高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の関係機関や多職種連携に努める。
- (2) ケアマネジャーへの相談支援を行い、高齢者が日常生活を送るうえでの課題解決に努める。
- (3) ケアマネジャーや通所介護事業所の資質向上を目指し、研修会や事例検討会を共に企画し、実施する。

④ 地域ケア推進会議

- (1) 地域課題の共有や解決に向けた検討が行えるよう、地域実態にあわせたテーマを設定する。
- (2) テーマに応じ、必要な機関や職種に参加を呼びかけ、各機関や職種での共有を促す。

⑤ 地域ケア個別会議

- (1) 個別会議での課題を普遍化し、地域課題として明確にする。
- (2) 支援に必要な機関や職種に参加を呼びかけ、チーム支援を行えるよう、役割分担などを行う。

⑥ 介護予防マネジメント

- (1) 自立支援、重度化防止の視点に立ち、介護予防サービス計画をたてる。
- (2) 委託先の介護予防サービス計画について、積極的に助言を行う。
- (3) 委託率70%を目指す。

⑦ 地域包括支援ネットワークの構築

- (1)介護者の会活動を通して、ヤングケアラーの支援やOB会員が活躍できる仕組みを作る。
- (2)常にアンテナを張り巡らせ、地域にある社会資源と連携することを心がける。
- (3)出席する会議のテーマについて、日頃の業務や感じている課題と結びつけ、解決や協働の糸口を探る。

⑧ 認知症を知り地域で支える活動の推進

- (1)若年層にも認知症サポーター養成講座を受ける機会をつくり、地域支援につなげる。
- (2)南丹市徘徊SOSネットワーク「つながろう南丹ネット」について効果的に運用できるよう工夫する。

3. 認知症初期集中支援事業および認知症地域支援・ケア向上事業(※南丹市委託事業)

① 認知症初期集中支援チーム活動

- (1)認知症に関して早期に相談窓口につなげ、認知症の方が継続した支援を受けられるよう、関係者と連携しながらチーム活動を行う。
- (2)認知症に関連する関係機関や関係者との情報交換や連携を意識し、認知症当事者と早期につながれる体制を目指す。

② 認知症地域支援推進員

- (1)オレンジガーデニングプロジェクトの取り組みを通して、認知症当事者やご家族、地域住民や関係機関など、広く参加を呼びかけ、地域全体への認知症啓発を行う。
- (2)認知症当事者や家族を地域で支える仕組み(チームオレンジ)の種蒔きや社会資源の基盤整備を目指す。
- (3)認知症カフェとの連携や運営支援を通して、カフェ同士のネットワークや広報の充実につなげる。
- (4)認知症当事者のニーズ調査を行い、当事者自身の活動や役割につながる取り組みを考える。
- (5)認知症ケアパスの内容や活用等について見直しを行い、資料の更新を行う。

4. 地域活動支援センター事業・生活困窮者就労準備支援事業(※南丹市委託事業)

障がいのある方々の自立と社会参加を応援する

① 一人ひとりを尊重し個別性を重視した支援の充実

- (1)個々の障がい特性や背景を理解し、適切な支援を行う。
- (2)利用者を受容し共感的態度で対応し、利用者の暮らしにくさや生活課題を見つけ出し、専門機関・専門職種と連携して、必要に応じて適切な福祉サービス等へ結び付ける。
- (3)地域で社会参加が困難な障がい者の把握に努め、定期的な関わりを継続すること、及び社会へつなげる橋渡し役として、行政や関係機関との連携を重ねる。
- (4)障がい理解を深め適切な対応ができるように、研修参加、勉強会等によって指導員の専門性を高める。

② 社会活動の場・機会提供

- (1)地域特性に応じた個性ある活動で、地域に密着した事業所をめざす。
- (2)障がいのある方、孤立しがちな方が地域で安心して生活できるよう、地元住民とのつながりづくりの場となる事業所をめざし、多くの方が気軽に利用できるよう、工夫を凝らした取り組みを進める。
 - ・「そよかぜどようび」(1回／月)、3事業所の合同事業(年1回)、季節に応じた行事等
 - ・心身のリフレッシュ、癒し空間の提供の実施
 - ・可能な範囲で事業所送迎ボランティアの活用で参加の促進

③ 広報活動の充実

- (1)行政・関係機関・地域の福祉活動従事者等に、事業や取り組み内容をわかりやすくし、必要とする方が事業所を気軽に利用できるように広く働きかける。
- (2)南丹市ケーブルテレビの番組「ふくしの森」を活用した情報発信を行い、住民への周知を図る。
- (3)毎月発行の『そよかぜ通信』で活動内容を地域に向けて発信し、法人ホームページに掲載する。

5. 児童相談支援・特定相談支援事業 [てのひら] (※南丹市委託事業)

障がいのある方々の相談に応じ、適切なサービス利用を支援する

① 障害児相談支援事業

- (1) 支援を必要とする児童と、その家族が抱える悩みや困りごとについての相談援助を行い、適切な福祉サービスの利用につなげる。
- (2) 児童の障がい特性や家族の思いを理解し一緒に考え、地域の中で安心して豊かに生活が送れるように相談ができる誠実な事業所として努める。
- (3) 将来において、地域社会で自分らしい自立を目指した生活ができる力が育つように関係機関と共に家族支援に努め、社会への発信を行う。

② 特定相談支援事業

- (1) 障害福祉サービス利用者、または、サービス利用希望者について、本人の意思を尊重し、個々の課題やニーズに添って計画相談支援を行う。
- (2) 情報の提供や福祉サービス事業所との連絡調整などを行い、利用者の情報共有を図ると共に、利用者を知り受容と共感的態度で相談援助に努める。

③ 両事業共通

- (1) 法令遵守に基づきサービスの質の向上を目指して事業運営を行う。
- (2) 課題のある利用者本人や家族の相談援助を関係機関と共にチームとして支援を行う。
- (3) 福祉サービスに限定せず、地域資源の活用を視野に入れた支援を模索する。
- (4) 研修や勉強会等により、相談援助職としてのスキルを上げ、知識・技能の向上を図る。
- (5) 地域共生社会を目指し、障害者福祉の広報・啓発に努める。

6. 居宅介護支援 介護予防居宅介護支援事業 [ほほえみおおい・ほほえみかぐら居宅介護支援事業所]

住みよい地域で「私が望むしあわせな暮らし」の支援を目指して

居宅介護支援事業は、地域包括ケアシステムの一翼として利用者の自立に向け適切なケアマネジメントを提供する。またケアマネジメントが利用者の暮らしの豊かさにつながるよう、以下、5つの力の向上に取り組む。

① 調整力

- (1) 利用者の暮らしを支えるため、様々な関係機関やチーム内での連携・調整を強化させケアマネジメントの向上に努める。

② 提案力

- (1) ケアプランというツールを用いて、適切なサービスに結び付けられるようコミュニケーションスキルを向上させる。
- (2) 利用者の思いを生活ニーズに置き換え、自立支援につながるケアプランを提案していく。

③ 発信力

- (1) ソーシャルワーカーとしてケアマネジメントを通じて捉えた社会問題を解決するため、地域や関係機関に喚起するなど、様々なソーシャルアクションを展開していく。

④ 対応力

- (1) 様々な状況に冷静に対応できるよう、普段からの備えやマニュアルの点検を行う。
 - ・利用者対応、自然災害対応、感染症対応への強化。

⑤ 指導力

- (1) 一人ひとりの力に合わせた育成指導計画を立案して、ケアマネジャーという職業に誇りと使命感もち、その役割を達成できるスキルが身につけられるよう取り組んでいく。

VII. 生活支援の部

1. 訪問介護・障害者居宅介護事業 [ほほえみ八木・ほほえみかぐら訪問介護事業所]

まごころ・笑顔・チームワークでつなぐ暮らしの支援

① サービスの質の向上

- (1)接遇マナーの向上と関係機関との連携の強化で信頼関係を構築する。
- (2)認知症ケアの向上とマニュアルの更新・整備を行う。
- (3)ホウ・レン・ソウ（報告・連絡・相談）で連携を図り、チームワークを強化する。
- (4)虐待・ハラスメントの理解を深める研修を実施し、振り返る。

② 地域貢献の取り組み

- (1)福祉教育への協力や実習生の受け入れを行う。
- (2)訪問介護の魅力を発信し、ヘルパーの担い手を確保するための取り組みを継続する。

③ 事業の安定経営

- (1)毎月の目標数値を掲げ、適切に予算執行を行う。
- (2)個々のヘルパーの気づきを関係者で共有し、適切なケアにつなげていく。

④ 感染症・防災対策強化の取り組み

- (1)感染症対応や災害時の業務継続に向けた取り組みを検証し強化する。
- (2)指針の整備、研修の実施、訓練の実施（年2回）
- (3)緊急時の対応を把握する。（就寝場所・避難場所・地域関係者の把握）

2. 通所介護・生活介護事業 [ほほえみ八木通所介護事業所]

住み慣れた地域で暮らし続ける意欲と希望が生まれ、心輝く時間を提供する

① サービスの質の向上

- (1)社会福祉協議会が運営する事業所として、地域福祉の向上に貢献していく。
- (2)利用者個々の身体機能評価を行い、個別リハビリ・機能訓練の充実を図り自立支援を充実させる。
- (3)接遇マナーの徹底及び環境整備を行い、心地よいサービスを提供する。

② 介護者の負担軽減と支援強化

- (1)関係機関との連携を強化し介護者・家族のニーズの把握に努める。
- (2)介護者・家族参加型の行事や研修会を実施し、介護者のリフレッシュやストレス軽減に努める。

③ 地域との連携・交流を意識した事業所運営

- (1)新型コロナウイルス感染症の影響により一時中断していたボランティアとの交流を再開し、地域に開かれた事業所として住民にアピールしていく。
- (2)実習生を受け入れ、福祉人材育成に寄与する。

④ 安定した事業経営を目指す。

- (1)効果的な業務改善策を検討し速やかに実施していく。
- (2)経費削減を常に意識し無駄のない事業運営に努める。
- (3)業務継続に向けて感染症対策、災害・防災・防犯対策を整備しそれらに伴う訓練を実施する。
- (4)職員の体調管理・機器等の設備管理を適切に行い、事故の防止に努める。

3. 地域密着型認知症対応型通所介護事業 [やぎ詩の郷]

あたたかな住みよい地域で暮らし続けるために

① 利用者支援の向上を目指す。

- (1) 認知症ケアの充実を目指し、専門職としてケア技術の習得を目指す。(毎月、職員会議内で勉強会実施)
- (2) 家族支援の強化に努めると共に、家族会年1回以上開催する。
- (3) 認知症に関わる情報の提供を行うことで、介護負担軽減への意識向上を図る。

② 地域福祉の推進で選ばれる事業所作り

- (1) 地域（住民）と事業所が協働した取り組みを実施する。（年1回以上実施予定）
- (2) 地域サロンへ積極的に参加する。（年2回参加予定）
- (3) 広報戦略を計画的に行い、積極的に事業所の強みをPRする。

③ 経営意識を高め、安定経営を目指す

- (1) 全職員が経営状況を把握する。（常勤会議・職員会議・係長会議・経営改善会議で情報を共有）
- (2) 経費削減に取り組む。毎月の収支状況をグラフ化、職員会議内で共有する。
- (3) 災害時・感染蔓延時の対策の強化及び訓練を実施する。

4. 小規模多機能居宅介護事業 [小規模多機能ホームだんない]

小規模の特性を生かし、在宅生活支援の最後の砦としての機能を発揮する

① 質の高いサービスの提供

- (1) プロとしてのサービス提供に努め、利用者満足度の向上を図る。
- (2) 利用者アセスメント及びケアプランに基づき、利用者一人ひとりにあった支援を提供する。
- (3) 効果的な情報共有の手段を構築し、無駄のない業務遂行と事故防止を図る。

② 地域に密着したサービスの提供

- (1) 地域とのつながりを大切にして、地域福祉の向上に貢献できるよう様々な取り組みを進めていく。
- (2) 介護事業を通じて地域社会に貢献し、地域に必要とされる事業所を目指す。

③ 経営の健全化

- (1) 関係機関との連携を密にとりながら、安定した登録者数が常に確保できるよう努める。
- (2) 業務の効率化・労働生産性の向上・労働環境の改善・コストの削減 4つの取り組みを進め、事業の継続性を高めていく。
- (3) 適切な予算・実績の管理を行い、経営の目標数値の実現に努める。

④ 人材の育成

- (1) 効率化と労働生産性の向上を福祉サービスの品質の向上につなげ、介護の仕事に使命感と誇りを持つことのできる職員の育成に取り組んでいく。
- (2) 職務・研修・自主的な取り組みを通じて、主体性のある人材の育成に取り組んでいく。
- (3) 介護のプロとしてその専門性をさらに高めていく。丁寧な振り返りと共有を行う。

5. 就労継続支援B型・生活介護 多機能型事業 [あじさい園] (南丹市指定管理施設)

一人ひとりの思いに寄り添い、利用者と地域の明るい未来を担える施設へ
～利用者第一を基本に、敬愛の心をもって職員一丸となる～

就労継続支援B型事業

- ① 社会活動での基本的なことがらが身につける。
 - (1)挨拶や返事、相談や必要な意思表示ができるように支援する。
 - (2)安定した通所と一定時間作業に取り組めるよう支援する。
- ② 一般就労と新規利用者の受け入れが循環的に実現できる仕組みを構築していく。
希望者には「京都ジョブパーク」と連携して、セミナー受講等、就労に向けた取り組みを支援する。また、就労後も面談等のサポートを続ける。

生活介護事業

- ① 一人ひとりの特性を理解し、安心して過ごせる場となるよう支援する。
- ② 一人ひとりの思いに寄り添いながら、望む生活が送れるよう支援する。

両事業共通事項

- ① 事業運営の安定
 - (1)これまでの感染症対策を振り返り、教訓を生かしながら、一刻も早く日常を取り戻したサービス提供体制が確保できるよう努めていく。
 - (2)様々な社会参加を通じて利用者の更なる成長に導いていく。
- ② 生産活動の安定を目指す。
 - (1)自主事業(菓子製造、さわり、トイレットペーパー販売)の更なる発展と品質の向上に取り組んいく。
 - (2)受託下請作業 責任ある仕事で信用を維持する。利用者の特性に合わせながら関わる利用者がやりがいや達成感を実感できるよう工夫していく。
- ③ 心身の健康の維持と向上
 - (1)音楽療法やレクリエーション活動を通じて心身のリフレッシュを図り、充実したサービスを提供する。
 - (2)家族、各関係機関と連携して利用者の健康維持に努めていく。
- ④ 社会参加と地域交流
 - (1)生産活動等を通じて地域社会に貢献し、障がいのある方への理解と啓発に努め、地域に必要な事業所を目指す。
 - (2)地域とのつながりを大切に、地域福祉の向上に貢献できる施設運営に取り組んでいく。
- ⑤ 人材育成の取り組み
 - (1)職務・研修・自主的な取り組みを通じて、様々な状況に対応できる人材育成に取り組んでいく。

6. 就労継続支援B型・生活介護 多機能型事業 [ひより舎] (南丹市指定管理施設)

きめ細やかにニーズに応え、地域に根ざした施設へ

就労継続支援B型事業

- ① 菓子製造事業を就労支援事業の柱とし、より多くの方に好まれる質の高い商品づくりを目指す。
- ② 利用者の想いに寄り添いながら、個々の意欲と可能性が引き出せる支援を提供する。

生活介護事業

- ① 利用者の日常生活が豊かになることを目指し支援を提供する。
- ② 家族や関係機関と連携を強化し、生活全体において支援の幅を広げる。

両事業共通事項

① 事業運営の安定

- (1)利用者の生きがいや楽しみを引き出せるよう、質の高いサービスを提供する。
- (2)感染症対策を図り安心して通える事業所としてリスクマネジメントの徹底を行う。

② 利用者支援

- (1)個別支援計画に基づき、寄り添うことを意識した利用者本位の支援をめざす。
- (2)多様化するニーズに柔軟に対応できるようチーム支援の強化を図る。

③ 人材育成

職務・研修・自主的な取り組みを通じて、様々な状況に対応できる人材育成に取り組んでいく。

④ 社会参加と地域交流

- (1)カフェ事業やその他イベント事業を通じて、より多くの方に施設に関わり知ってもらう機会を作る。
- (2)地域の方とのつながりを大切に、地域福祉の向上に貢献できる施設運営に取り組んでいく。

7. 児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業 [つくし園] (南丹市委託事業)

笑顔を引き出し、やる気と自信をつけ、自分らしく生活する力を育てる

児童発達支援事業

① 支援内容を明確に伝え、保護者と共に認識を図る

- (1)全ての利用児の開始を親子療育からとし、関係機関からの情報に基づいて、身体・手指の使い方・人の関係性・コミュニケーション力等、実際の活動場面を通して、その子どもの強みと課題を保護者と共に共有し、療育における支援目標を達成するためのプログラムを共に考える。
- (2)日頃の療育の様子・報告を、療育終了後に迎えの保護者に直接伝えたり、文に写真を添えた連絡ノートによってより分かりやすく伝える。

② 関係機関との連携

- (1)並行通園先（幼稚園・保育所）・医療機関との連携、また、理学療法・作業療法・言語療法等の訓練の場に職員が積極的に同席する。同席する機会が設けられない場合においても情報収集に努める。
- (2)関係機関との連携で得た情報をもとに、支援目標が適正であるか、提供している活動内容が適切であるかを意識したサービス提供を行う。
- (3)就学後も途切れなく支援が必要と思われる子ども及び家庭においては、関係機関との連携を密に行い状況を共有すると共に、必要に応じて計画相談事業所につなげることに努める。

③ 迅速かつ丁寧な対応ができるための体制作り

- (1)保護者や関係機関からのニーズを把握、見極めると共に迅速・適切に対応できるよう、職員の資質向上、育成に努める。
- (2)研修の受講、職場内伝達、療育の振り返りなど職員同士で学べる時間を積極的に作り、質の高い支援の提供に努める。子どもの支援に限らず、保護者支援、子どもが利用している各機関への支援や協力ができる幅の広い職員体制の構築を目指す。
- (3)感染症や災害時における事業運営としての判断基準や対応基準を整理する。

④ 地域に根ざした事業所つくり

- (1)つくし園の活動の様子については、『つくし園だより』にて保護者や関係機関、川辺地域に周知する。
- (2)つくし園をより詳しく知ってもらうために、実際に活動の様子を見てもらうなど参加型のイベントを企画し川辺地域との住民交流を図る。
- (3)支援の必要な子どもたちの理解と、今後社会の中で生きていく子どもたちを地域で支えていくために、つくし園が地域において果たす役割を、今一度確認する。

保育所等訪問支援事業

① 子どもの課題や支援方法、その子に関わる多くの大人に理解・共感の働きかけ

- (1)療育（児童発達支援事業）現場での学び、研修等での学びにおいて、積み重ねてきた専門的な関わり方や知識を伝達していくことを、保育所・幼稚園だけでなく、就学後の支援として、小学校・中学校・放課後学童クラブなどにも訪問し、各機関で支援者に適切な指導ができる職員体制につなげていく。

法人運営理念

すべての住民の こころが輝く 福祉のまちづくり

法人運営基本方針

[住民との福祉の共創]

すべての住民が支え合い、学び合い、福祉活動に参加できる地域社会を目指します。

[福祉協働社会の構築]

地域のあらゆる機関・団体と協働し、すべての住民が、心豊かで安全に安心して暮らせる福祉のまちづくりに、計画的に取り組みます。

[選ばれる福祉サービスの提供]

地域に密着した支援体制の整備・開発を提言・実施し、質の高いサービスを提供します。

サービス精神

- 一、お客様にあくまでも満足していただくサービスを提供しなければならない。
- 一、サービスは、高度で専門的でなければならない。
- 一、サービスの提供は、的確にかつ迅速・効率的に行わなければならない。
- 一、常に、お客様の側に立って、助言を与えなければならない。

職員心得

- 一、お客様にはいつもほほえんで、その場にふさわしいご挨拶をしよう。
- 二、どのお客様にも誠心誠意をつくして、丁寧かつ好意的な言葉と態度で接しよう。
- 三、お客様の様々な質問と要求には迅速かつ的確に答え、その場で答えられない問題は、自ら責任を持って回答を得るようにしよう。
- 四、お客様からの要求がなくとも、お客様のニーズを察知することによって問題を解決しよう。

法人の目的（定款 第1条）

この社会福祉法人は、南丹市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

法人の経営の原則（定款 第4条）

1. この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。
2. この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

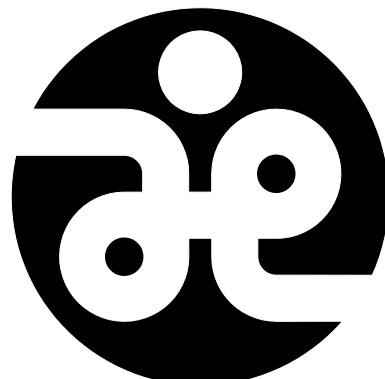
「社協職員行動原則 —私たちがめざす職員像—」

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会（平成23年5月18日策定）

社会福祉協議会は、その法定化以来、住民主体による地域福祉の推進をめざし、制度だけでは対応しづらい様々な福祉問題に対して福祉サービスや相談援助などの個別支援と地域における協働による解決を重視して、住民が主人公となる社会福祉のあり方を追求してきました。私たちは、社会福祉協議会法定化60周年を期に、これまで築き上げてきた社協職員としての価値観や使命感を「社協職員行動原則」として共有し、誇りをもって行動します。

社会福祉協議会シンボルマーク図柄

（全国社会福祉協議会 昭和47年6月 制定 [公募]）



【図柄の意味】

社会福祉および社協の「社」を図案化し、「手をとりあって、明るいしあわせな社会を建設する姿」を表現しています。